

農業者年金

年金の仕組みとメリット

あなたの老後生活への備えは十分ですか！

年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！

老後の備えは国民年金プラス

農業者年金が基本です！



- ☑ 農業者なら広く加入できます
- ☑ 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です
- ☑ 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます
- ☑ 終身年金。80歳前に亡くなられても遺族の方に対しての死亡一時金があります
- ☑ 税制面で大きな優遇措置があります
- ☑ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助（政策支援加入）があります



農業者年金の必要性

1 農業者は長生きです

一般よりも長い平均寿命・平均余命

	2023年の 平均寿命	65歳の 平均余命	農業者
男性	約81歳	約20年(85歳)	約22年(87歳)
女性	約87歳	約24年(89歳)	約27年(92歳)

※「平均余命」は、ある年齢の人が、その後何年生きられるかという平均的な期待値。

「平均寿命」は、0歳時における平均余命。

老後生活は、こんなに長い!

65歳の平均余命は…



2 高齢農家夫婦の現金支出は月額約25万円

老後生活を考えると国民年金だけでは不足

高齢農家夫婦の現金支出

- ◆ 高齢農家夫婦の現金支出は、令和5年ベースでの推計は月額約25万円です。
(令和5年総務省家計調査の夫婦高齢者無職世帯を基に推計)
- ◆ 国民年金の年金額(令和7年4月現在)
1人月額約6万9千円。夫婦2人月額約14万円、年額約166万円
(保険料を夫婦とも20歳から60歳まで40年間支払った場合)
- ◆ 高齢農家夫婦の現金支出月額約25万円に対し、月額約10万円不足

老後生活は、こんなにお金がかかる!

老後の家計費
月額約25万円

国民年金だけでは…
月額約14万円



1か月あたり約10万円不足!



老後生活の頼りは公的年金

一定収入を生涯にわたって確実に受け取れる公的年金

**農業者などの自営業者は、“上乘せ年金”に加入しなければ、
老後は、1階部分の「国民年金」しかありません。**

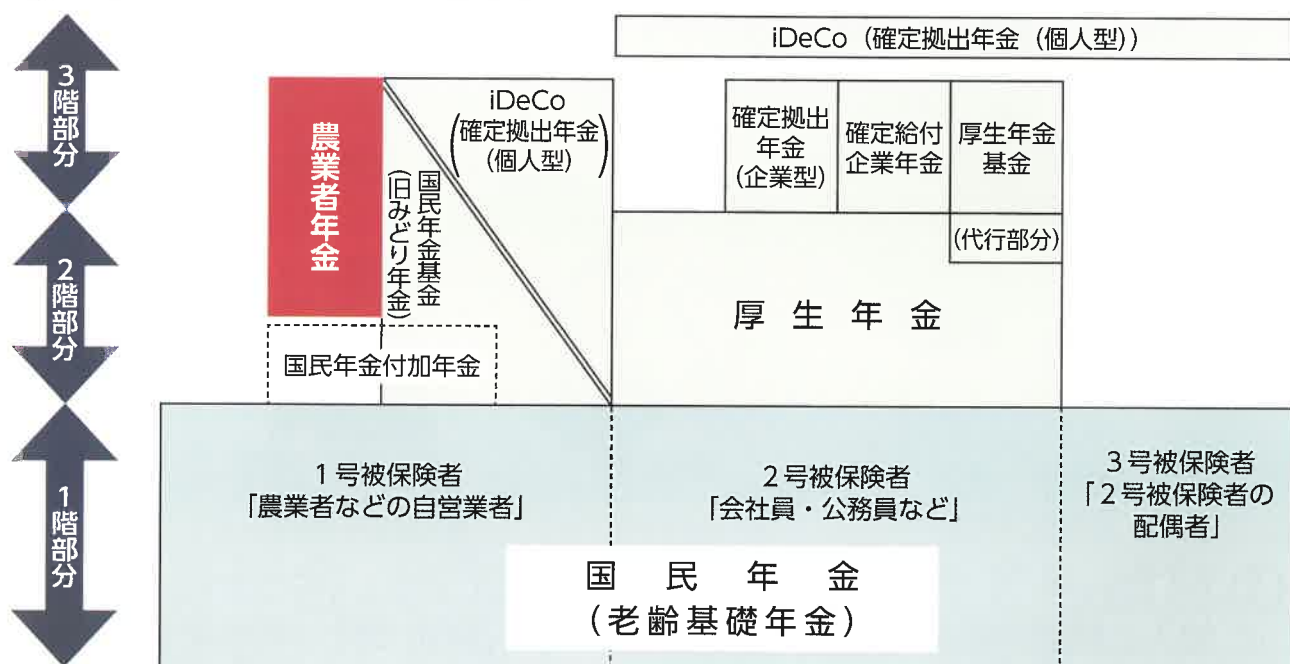
国民年金の年金額(令和7年4月現在)

1人 月額約6万9千円
夫婦2人 月額約14万円、年額約166万円
(保険料を夫婦とも20歳から60歳まで
40年間支払った場合)

厚生年金の年金額(令和7年4月現在)

夫婦2人 月額約23万3千円、年額約279万円
(夫が会社勤めで40年間厚生年金に加入、妻
は専業主婦で夫に扶養されている配偶者とし
て40年間加入の場合)

農業者年金は年金制度の2階部分



※公的年金が2階立てであることを分かりやすくするため、一部情報を簡略化しています。

- ◆農業者年金に加入する場合、国民年金の付加年金(納付額は月額400円)に加入する義務がありますが、国民年金の付加年金を2年間受給すると、納付した付加年金保険料の相当額を受給できる有利な仕組みになっています。

“上乘せ年金”には農業者年金が最適です

- ◆老後の家計費の不足を解消するために、国民年金の“上乘せ年金”として、農業者の方が加入できる農業者年金制度が設けられています。
- ◆昭和46年に発足し、平成13年の抜本的な制度改革を経て、「農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資する」を目的とする政策年金という性格を持つ公的年金制度です。

農業者年金の特徴とメリット

1 農業者なら広く加入できます

① 農業者年金の加入資格

- ◆年間60日以上農業に従事
- ◆国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)
- ◆20歳以上65歳未満(60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者)

農業者の方なら広く加入できます



農業経営者



自営業との兼業農家



配偶者



後継者とその配偶者



農業従事者
農家のパート・アルバイトさん
(1号被保険者のみ)



農地の権利名義を
持たない畜産農業者・
施設園芸等農業者など

② 加入と脱退は任意(脱退一時金はなく、将来、年金で受け取れます)

- ◆加入も任意ですが、脱退も自由です。ただし、脱退された場合には、脱退一時金としてではなく、それまでに加入者が支払った保険料と年金裁定までの間の運用益の分は、加入期間にかかわらず(たとえ1か月の加入でも)、将来、年金として支給されます。

③ 加入には2つの種類があります

- ◆農業者年金に加入する場合、2つの種類があります。
 - ①保険料の国庫補助を受けない加入(通常加入)
 - ②保険料の国庫補助を受ける加入(政策支援加入 6~8頁参照)

④ 国民年金(基礎年金)の付加年金への加入が必要です(3頁参照)

2

少子高齢時代に強い 「積立方式・確定拠出型」の年金です

① 財政方式は確定拠出型の積立方式です

- ◆現行の農業者年金は、加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額（年金給付原資）により将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型の積立方式を採用しています。

② 毎年の積立・運用状況をお知らせしています

- ◆毎年度の年金資産の積立・運用状況は、農業者年金基金から毎年6月末までに加入者全員に対して、「運用（付利）結果のお知らせ」によりお知らせしています（保険料補助のある方は国庫補助金がいくらになっているかを含めてお知らせ）。

3

通常加入の場合、 保険料の額は自由に決められます

- ◆通常加入の場合、保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択ができ、加入後でもいつでも見直すことができます。

※保険料の国庫補助を受ける場合、保険料は月額2万円に固定されます。

- ◆翌年分の保険料を一括して支払う「前納納付」の仕組みもあります。

4

終身年金。80歳前に亡くなられても遺族の方に対しての死亡一時金があります

- ◆加入者全員が受け取る「農業者老齢年金」は、加入者が支払った保険料とその運用益を基礎として、裁定された年金額を裁定後（65歳～75歳未満の間でご自身が選択）から終身（生涯）受け取ることができます。これにより、何歳まで生きるか誰も予測できない老後生活において、ずっと一定の収入が確保されます（自己都合により60歳から繰上受給することもできます）。
- ◆仮に80歳到達月前に亡くなられた場合でも、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れる予定であった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

5

税制面で大きな優遇措置があります

- ◆支払った保険料は、ご家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税・復興特別所得税の節税（支払った保険料の15～30%程度）につながります（民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円（平成24年1月1日以降の保険契約については4万円））。保険料などの年金資産に対する運用益も非課税です。
- ◆将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が110万円※までは全額控除されます。
※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1千万円以下の場合
- ◆被保険者又は受給者が死亡した場合に遺族に支給される死亡一時金も非課税となります。

保険料支払いによる節税効果（所得税・住民税・復興特別所得税）の目安

課税対象所得	税率	加入者の支払った保険料別の年間節税額		
		通常加入または政策支援加入 （※6参照）	通常加入	
		月額1万円 （年額12万円） の場合	月額2万円 （年額24万円） の場合	月額6.7万円 （年額80.4万円） の場合
195万円以下	15.1%	1万8千円	3万6千円	12万1千円
195万円超 330万円以下	20.2%	2万4千円	4万8千円	16万2千円
330万円超 695万円以下	30.4%	3万6千円	7万3千円	24万4千円

（注）保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。百円単位は端数処理しています。

6

一定の要件を満たす農業者には 保険料の国庫補助（政策支援加入）があります

- ◆農業者年金制度は、若い時期から長い期間、農業の担い手として頑張る人、その中でも農業所得が低い時期や家族がそろって加入する場合を厚く支援するため、一定の要件を満たす農業者に対して、保険料の国庫補助が設けられています。

最長20年間、保険料の国庫補助が受けられます

- ◆保険料の国庫補助が受けられる期間は、
 - ①35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間
 - ②35歳以上であれば10年以内
 通算して最長20年間（国庫補助額は最高216万円）です。

保険料の国庫補助の要件

◆ 次の3つの要件を満たす方が、月額2万円のうち最高1万円の国庫補助を受けることができます。

ア 60歳までに保険料納付期間等(カラ期間含む)が20年以上見込まれる(39歳までに加入)

イ 農業所得(配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等)が900万円以下

ウ 下記の「政策支援加入の対象者と補助額」の表の「必要な要件」に該当

政策支援加入の対象者と補助額

区分	必要な要件	本人負担の保険料（補助額）			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす農業経営者で3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	—	

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。

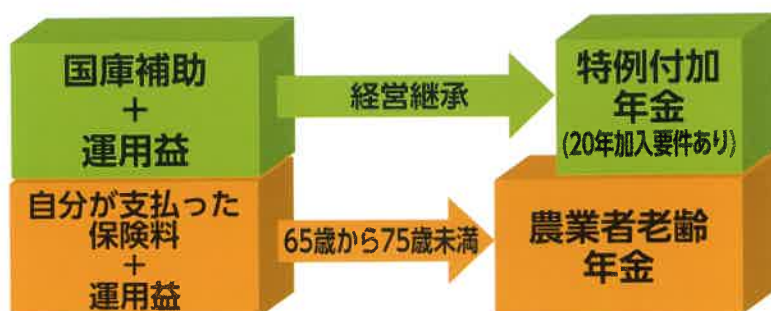
※区分1の認定農業者(令和2年4月から実施された国・都道府県認定を含む)には、農業法人として認定を受けている者は除きます。

※区分3及び区分5の加入者は、年間農業従事日数が150日以上である必要があります。

国庫補助額も自分の年金として受け取れます

- ◆国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、要件を満たせば65歳から（60歳から繰り上げ受給可能）特例付加年金として受給できます。特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。
- ◆自分で積み立てた分は、無条件で65歳から75歳の間（60歳から64歳の間で繰り上げ受給可能）でご自身が選択した時から農業者老齢年金として受給することができますので、ご自身が選択した時から農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力などに応じて特例付加年金の受給時期を決めることができます。

農業者老齢年金と特例付加年金



運用利回り 2.5%の場合の試算

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料 納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20 歳	40 年	1万円	780万円	63万円	55万円	1,362万円	1,491万円
		2万円	960万円	83万円	73万円	1,791万円	1,961万円
30 歳	30 年	1万円	660万円	49万円	43万円	1,061万円	1,161万円
		2万円	720万円	55万円	48万円	1,189万円	1,301万円
40 歳	20 年	2万円	480万円	33万円	29万円	704万円	771万円
50 歳	10 年	2万円	240万円	15万円	13万円	314万円	343万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の22年間（令和5年度まで）の運用利回りの平均は、年率3.05%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和7年度は1.35%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は月額2万円で加入した場合です。

農業者年金の詳しい内容や加入のお申込みは、最寄りの農業委員会またはJAか、農業者年金基金専門相談員（03-5919-0371）または企画調整室（03-5919-0332）に直接お問い合わせください。

※この資料は概要を説明したものです。ご加入の際には、「農業者年金に関する重要事項のご案内」を必ずご覧ください。